

庁達第7号

庁 中 一 般
各 事 業 所

堺市職員の勤務時間、休暇等に関する規程（昭和46年庁達第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

第8条第1項第13号中「若しくは感染症」を「、感染症」に改め、「停止させられたこと」の次に「若しくは学校等がその休業日に行事等を実施し、当該休業日の変更がなされたこと」を加え、「式典（その子が参加するものに限る。）」を「行事等」に改める。

第9条中第11項を削り、第12項を第11項とし、第13項を第12項とする。

第10条第2項中「始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削り、「第19条第1項」を「第19条第2項第1号」に改め、「による部分休業」の次に「（以下「第1号部分休業」という。）」を加え、「当該部分休業」を「当該第1号部分休業」に改める。

附 則

この庁達は、令和7年10月1日から施行する。